

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

令和2年1月31日  
国家安全保障会議決定  
閣議了解

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

【参考】 出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。  
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

●ご不明点のご連絡先（貴団体等名の上に記載のアドレスへご連絡ください）

電話：03-5253-8111（代表）

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

（日本船主協会、日本外航客船協会、日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会、  
日本内航海運組合総連合会、外国船舶協会、外航船舶代理店業協会、日本船舶代理店協会、  
上海フェリー株式会社、日中国際フェリー株式会社）

国土交通省海事局船舶産業課

峰岸 minegishi-t2gw@mlit.go.jp

松尾 matsuo-r27v@mlit.go.jp

（日本造船工業会、日本造船協力事業者団体連合会、日本中小型造船工業会、日本舶用工業会、  
日本マリン事業協会、舟艇協会、日本造船技術センター、マリンスポーツ財団、  
日本海洋レジャー安全・振興協会、沿岸技術研究センター、日本適合性認定協会）

国土交通省海事局外航課

永井 nagai-t29n@mlit.go.jp

〔 有限会社 沖縄シップスエージェンシー、有限会社 陸通 〕

国土交通省海事局検査測度課

野宮 nomiya-m2ni@mlit.go.jp

大江 ohe-k2x7@mlit.go.jp

（日本船舶電装協会、日本舶用機関整備協会、日本船舶品質管理協会、東京エムオウエウ事務局、  
日本海事協会、日本舶用品検定協会、アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング、  
DNV GL AS、ロイドレジスター・グループリミテッド、中国船級社）

国土交通省海事局海洋・環境政策課

鈴木 suzuki-t2bu@mlit.go.jp

滝沢 takizawa-f2eh@mlit.go.jp

〔 日本船舶技術研究協会 〕

国土交通省海事局船員政策課

速水 hayami-a57ru@mlit.go.jp

〔 大日本水産会 〕

事務連絡  
令和2年1月31日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきまして、感染が拡大している現下の状況に鑑み、「当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。」との閣議了解がなされました。

これにより、上記に該当する外国人の方については、当分の間、本邦への上陸が禁止されることとなります。当該決定については、2月1日（土）0時（日本時間）より効力を有することとなります。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象となりません。

貴団体等におかれましては、本連絡につき、傘下事業者等に周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上

【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本船用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
上海フェリー株式会社  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シブスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本船用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
アメリカン・ビューロー・オブ・ SHIPPING  
DNV GL AS  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
中国船級社  
一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会